

空き家条例可決!

この度「空き家条例」が可決されました。この条例は所有者に利用見込みのない空き家の賃貸や譲渡、活用を求め、管理不十分で催告や命令に従わない場合、課料を徴収するなど予防から活用、跡地利用に至るまで各段階で対策を打っていくものです。2014年4月の施行に向け、市は助成制度の創設や総合窓口の設置などに取り組んでまいります。

さらに、所有者の意向を最大限に尊重し、空き家の「管理不全状態」の基準を示すことなどを盛り込んだ付帯決議を可決しました。

この条例の決議を踏まえ、京都市は対策の充実を図っていくことで、より住みやすい街づくりをめざしていきます。



議会基本条例制定を目指します!

国への権限の集中から、地方公共団体に権限が大きく移されようとする中、地方議会が担う役割も大きくなってきています。

これに対応して、議会の機能を高めるため、議会の改革を積極的に進め、その改革の取組を継続・発展させることを目指して、日本全国で、この議会基本条例を制定する動きが広がっています。

京都市会においても、他市に遅れをとることなくこの条例の制定に取り組んでいます。市会改革の理念や、議会運営のルール作りや議会の新たな情報発信など、これまでの改革の取組を議会基本条例として定めることにより、市会改革の動きを後退させることなく、継続させ活性化させることができます。

また、京都市会の役割や、京都市会を構成する議員の役割を明確にすることに、この条例の制定をする大きな意義があります。

さらに、条例にすることにより、京都市会だけにとどまらず、市民の皆様や執行機関(市長など)を含めた京都市全体のルールとすることができます。

この条例制定後、最終的には市民の皆さんの代表として議会の最大使命であるチェック機能を最大限働かせるよう努力して参ります。



京都市会議員

吉井あきら